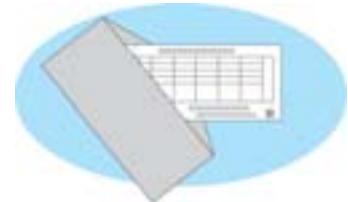


# 住民税が改正されます

税制改正により、平成18年度の所得税・住民税の見直しが行われました。これにより、町でも町民税が改正となります。



## △主な改正点▽

### ①定率減税が見直されます

平成11年度以降行われている定率減税が、2分の1に縮減されることになります。

・平成17年度まで：定率控除前所得割額の15%（上限4万円）

→

平成18年度：定率控除前所得割額の15%（上限4万円）

### ②老年者控除が廃止されます

65歳以上で所得1,000万円以下の方の「老年者控除（住民税で48万円）」は、平成18年度から廃止になります。

### ③65歳以上の年金所得の計算方法が変わります

公的年金収入（年金をもらつた額）から一定の公的年金控除を差し引いた額が、年金所得額となります。

65歳以上の方は、平成17年にもらった分の公的年金に対する所得の計算式が、別表のとおり改正になります。

### ④非課税措置が見直されます

65歳以上で前年の合計所得額が125万円以下の方に適用されていた非課税措置は、平成18年度から廃止されます。

ただし、経過措置として、平成17年1月1日に65歳以上だった方で、前年の合計所得額

### ⑤妻の均等割非課税措置が廃止されます

平成17年度は経過措置として本来の税額の2分の1が課税されていましたが、平成18年度以降は全額4,000円課税されます。

（例）扶養親族がない場合

・給与収入のみ：93万円

・年金収入のみ

①65歳未満：98万円

②65歳以上：148万円

### トマト黄化葉巻病のまん延防止にご協力を

#### トマト黄化葉巻病

トマト黄化葉巻病